

受動喫煙広報掲示訂正と受動喫煙ポスターの撤去について

標記について、組合員から理事会の対応についての見解説明要請があり関係者と広報掲示経過等の会議を4月12日実施しました。

受動喫煙広報等の掲示経過について

平成29年、理事会が受動喫煙についての広報と、「吸わない人に吸わせていませんか、あなたの煙を」のポスターが各棟掲示板に掲示されました。

団地内のトラブルについて、現理事会では、双方の主張を平等に聞き取り理事会としての対応を検討し、協定、共同生活秩序等に問題がないと判断した場合は、組合員同士で解決されるようお願いする通常的な対応策として解決に努力しており、広報においても、掲示時期を定め、注意喚起する程度の内容が一般的で管理組合としても組合員間のトラブル介入には慎重な対応が求められています。

当時の広報内容は、○団地内のトラブルが裁判に発展してしまうこともある。

○受動喫煙が放置されると受動喫煙レベル3,4といった重大な症状が発生する。

○レベル4だと科学物質過敏症になる ○日常生活にも支障が生ずる。

このような医学的、専門的な用語を網羅した内容の広報を、誰の情報提供で、どのような内容の資料から作成したのかは、作成した当時の組合役員からの説明がないため判明しませんが、この広報により、他の組合員に誤解が生じ、喫煙していない家族に対しても、あたかも共同秩序に違反した行為があったとの間違った情報を与え、他の組合員からの嫌がらせ、匿名の怪文書が投函され、それによる精神的な苦悩と、訴訟の場にも多大な影響を与えたという事実があったとすれば理事会の対応に疑問を感じた組合員もいたのではないかと推測されます。

しかしながら、これらの経過を熟知していない現理事会として、当時の受動喫煙に対しての対応と経過等の見解を求められたとしても、組合員皆様に明解な見解を発信できないことを、ご理解ください。

組合員間の各種トラブルについて理事会の対応策

これらの事実を踏まえ、理事会として、関係者双方の主張を平等に聞き取り事実に基づき個人情報に配慮した、正しい広報と管理組合が介入できる範囲の中での解決対応をしていきたいと考えておりますので、今後とも理事会活動に、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

また、団地内に現在も受動喫煙があたかも多発しているかの印象を他の住民に与え、団地の資産価値低下を招きかねない長期の各棟掲示板の受動喫煙ポスターを、本日撤去することとしました。